

議案第5号

福岡市市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、法人等に対して課する市民税の法人税割の税率を改めるとともに、軽自動車税に係る規定について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市市税条例等の一部を改正する条例

(福岡市市税条例の一部改正)

第1条 福岡市市税条例(昭和36年福岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第11条各号列記以外の部分中「第47条」の次に「第59条の4第1項」を加え、「第4号から第6号」を「第5号から第7号」に、「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同条第6号中「同条同項各号」を「同項各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「同条同項の」を「同項の」に、「同条同項各号」を「同項各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「同条同項各号」を「同項各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第463条の2第1項各号に掲げる税額 同項各号に定める日

第20条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第23条第1項ただし書中「及び第2項」を「及び第11項」に改める。

第23条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第23条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「提出しなければならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第23条の4第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第50条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

第59条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号及び第5号を削り、同条に次の1項を加える。

2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さない。

- (1) 巡回診療又は患者輸送の用に供するもの
- (2) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (3) その他前2号に準じる軽自動車等で市長が認めるもの

第59条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「の各号」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(環境性能割の徴収の方法)

第59条の3 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第59条の4 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自

動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第59条の5 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第59条の6 市長は、第64条第1項各号に掲げる者が納税義務者である軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を軽減又は免除する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第60条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第61条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第62条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第63条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第64条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第66条第1項本文中「第443条」を「第445条」に、「によつて」を「により」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「呈示」を「提示」に改め、同項ただし書中「第442条の2第3項」を「第443条第3項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第14条中「12.1分の0.8」を「8.4分の0.8」に改める。

附則第17条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第27条第4項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第5項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第31条（見出しを含む。）中「平成35年度」を「令和5年度」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第31条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第31条の3 市長は、当分の間、第59条の6の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第31条の4 第59条の4の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第31条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

附則第32条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初め

て道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「第2項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第60条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第32条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる」を「附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第60条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第32条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車」を「附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第60条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(福岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「福岡市市税条例（以下「条例」という。）」に改める。

附則第11項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「条例の」を加え、同項の表中「新条例」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中福岡市市税条例第23条第 1 項ただし書, 第50条第 6 項から第 8 項まで, 第10 項及び第11項, 附則第17条, 附則第27条第 4 項から第 9 項まで並びに附則第31条の改正 規定 公布の日

(2) 第 1 条中福岡市市税条例第23条の 3 及び第23条の 4 の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 令和 2 年 1 月 1 日

(個人の市民税に関する適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の福岡市市税条例 (以下「新条例」という。) 第23条の 3 第 1 項 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定は, 令和 2 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第317条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する申 告書について適用する。

3 新条例第23条の 4 第 1 項の規定は, 令和 2 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき所得税法 等の一部を改正する法律 (平成31年法律第 6 号) 第 1 条の規定による改正後の所得税法 (昭 和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。) 第203条の 6 第 1 項に規 定する公的年金等 (新所得税法第203条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について 提出する申告書について適用する。

(法人等の市民税に関する適用区分)

4 新条例第20条及び附則第14条の規定は, 令和元年10月 1 日以後に開始する事業年度分の 法人等の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人等の市民税について適用し, 同日前に開始した事業年度分の法人等の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法 人等の市民税については, なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区 域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍 隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例の一部改正)

5 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区 域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍 隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例 (昭和33年福 岡市条例第42号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え, 「基く」を「基づく」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第3条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項中「もつぱら」を「専ら」に、「基き」を「基づき」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第4条（見出しを含む。）及び第5条（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 新条例、第2条の規定による改正後の福岡市市税条例の一部を改正する条例及び附則第5項の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。